

○農業協同組合法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・医療法の一部を改正する法律(平成二七・九・二八法七四)
附則一条の二(平成二八・九・二七までに施行)

第八八条【組織変更計画】①(略)

②(枉書略)

一 組織変更後の医療法人(以下「組織変更後医療法人」という)の医療法第四十四条第二項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる事項
二一八(略)

第一〇条の七【組合等の役員等の過料】次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員又は組織変更後株式会社の取締役若しくは執行役員若しくは組織変更後一般社団法人、組織変更後消費生活協同組合若しくは組織変更後医療法人の理事(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する処分命令により選任された取締役若しくは執行役員若しくは理事の職務を代行する者又は会社法第三百四十六条第一項の規定若しくは同法第四百三条第三項において準用する同法第四百一条第三項の規定、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定、消費生活協同組合法第三十条の二第七十七項の規定若しくは医療法第四十六条の四第五項の規定により選任された一時取締役若しくは執行役員若しくは理事の職務を行うべき者若しくは仮理事を含む)は、百万円以下の過料に処する。
一一六(略)